

教職員賠償責任保険の内容

◆保険の仕組み

被保険者が教職員等業務*の遂行に起因する損害賠償請求等を受けた場合において、争訟費用(弁護士費用等)、訴訟対応費用(応訴に必要な文書の作成費用等)または法律上の損害賠償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。また、教職員等業務につき行った行為に伴い、他人の身体の障害等が発生した場合の初期対応費用もお支払いの対象となります。

*教職員等〔学校教育法に規定する校長および教員、部活動を指導する教育関係の職員、学校事務職員(学校に勤務する行政職員を含む)、学校用務員(学校に勤務する技能職員を含む)、学校栄養職員〕が、教育基本法に規定する教育の目的を実現するために教職員等が行う業務(課外活動を含む)、学校事務職員として行う業務、学校用務員として行う業務、学校栄養職員として行う業務をいいます。

◆保険金をお支払いする場合

保険期間中に日本国内において次のいずれかの請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

①損害賠償請求(注1)

被保険者が遂行する教職員等業務につき行った行為(不作為を含みます。以下同様。)に起因して被保険者に対してなされた損害賠償請求

②不当利得返還請求(注2)

被保険者が遂行する教職員等業務につき行った行為または受領した給付に起因して被保険者に対してなされた返還請求

③住民訴訟による提訴請求(地方公務員である教職員等の場合)

地方自治法242条の2第1項第4号の規定により被保険者に対して損害賠償請求または不当利得返還請求を行うことを住民が被保険者の所属する地方公共団体の執行機関または職員に対して求める請求

(注1)損害賠償請求については、争訟費用および法律上の損害賠償金が補償の対象となります。

(注2)不当利得返還請求については、争訟費用のみが対象となり、敗訴した場合の「返還金」は対象となりませんので、ご注意ください。

《ご退職後》被保険者が保険期間中に教職員等でなくなった場合であっても、保険期間の末日から5年以内に上記①から③の請求を受けたときは、保険金支払の対象となります。ただし、保険期間末日までに保険契約から脱退された場合を除きます。

◆お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い、保険金をお支払いします。

(1)争訟費用

請求に関する争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。)によって生じた費用のうち、引受保険会社の同意を得て支出した費用

○弁護士費用

・着手金(訴訟の結果にかかわらず弁護士に支払う費用)・弁護士報酬(結果の成功の程度に応じて、成功報酬として支払う費用)

・弁護士相談費用(訴訟に先立って行う法律相談に対する費用) ※争訟に要する費用に限ります。単なる法律相談の費用は、補償の対象外となります。

・弁護士委任費用(訴訟前に調停の申立などの弁護を委任する際に必要となる費用)等

○被保険者に関する住民訴訟による提訴請求に、被保険者が訴訟参加することによって生じた費用等

(2)法律上の損害賠償金

引受保険会社が同意した法律上の賠償責任に基づく賠償金をいい、次のものを除きます。

①税金、罰金、科料、過料、課徴金②懲罰的損害賠償金または倍額賠償金(これに類似するものを含みます。)の加重された部分③被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された賠償金④教職員等業務の結果を保証することにより加重された賠償金⑤不当利得返還金

(3)初期対応費用

被保険者が遂行する教職員等業務につき行った行為に伴って、保険期間中に事故(※)が発生した場合に、被保険者がその事故について初期対応を行うために支出した次の費用(その金額および使途が社会通念上妥当と認められるものに限ります。)

①事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用②事故現場の取り片付け費用③事故現場、身体の障害を被った方の自宅または入院している医療施設に赴くために必要な交通費・宿泊費等の費用④通信費⑤事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは見舞品購入費用(香典を含みます)。ただし、1事故において被害者1名につき10万円を限度とし、1事故において被害者1名につき3万円を超える場合は、引受保険会社の事前の同意を得たものに限ります。⑥その他①から⑤までに準ずる費用

(※)「事故」とは、次のアからエまでのいずれかの事由をいいます。ア.他人の身体の障害イ.他人の財物の損壊等ウ.他人の人格権の侵害の原因となると思われる不当行為エ.教職員等が行った児童・生徒・学生に対する法的処分もしくは事実行為としての懲戒または調査書等の学業成績の表示。ただし、児童・生徒・学生またはその扶養者の経済的損害の原因となると認められるものに限ります。

(4)訴訟対応費用

損害賠償請求、不当利得の返還請求または住民訴訟による提訴請求の訴えが保険期間中に提起された場合に、被保険者が応訴のために支出した次の費用(その金額および使途が社会通念上妥当と認められるものに限ります。)

①交通費または宿泊費②事故の再現実験費用③意見書・鑑定書の作成費用④相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成費用

◆保険金のお支払い方法は次のとおりです。

(1)争訟費用、損害賠償金

被保険者ごとに、次のとおり算出された金額をお支払いします。ただし、ご加入された支払限度額がお支払いの限度となります。

お支払いする保険金=①争訟費用+②法律上の損害賠償金

(2)初期対応費用・訴訟対応費用

被保険者ごとに、ご加入された支払限度額を限度にお支払いします。

◆お支払いの対象とならない主な場合

A. この保険では、次の事由・行為に関してなされた請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、これらの免責規定は、次の①から⑬までの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用されるものとし、適用の判断は、被保険者ごとに行われるものとします。

①被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと②給料、俸給、各種手当、報酬等の給与その他の給付が被保険者に違法に支払われたこと③被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等を行ったこと④他人に対する違法な利益の供与⑤被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為⑥公務員(法令の規定により公務員とみなされる者を含みます。)に対する違法な公金の支出⑦応接接待、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出⑧職員の募集、採用・雇用・配置・昇進・教育訓練・福利厚生・定年・解雇における性別・年齢による差別的取扱い⑨職場において行われる性的な言動に対する対応により職場の労働者が不利益を受けた事またはその言動により職場環境が害された事⑩公序良俗に反する行為または給付⑪被保険者の犯罪行為(過失犯を除きます。)(⑫法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由

がある場合を含みます。)行った行為⑬直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由《ア.汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態 イ.汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請。「汚染物質」とは、固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物(再生利用される物質を含みます。)等を含みます。》⑭自動車、原動機付自転車、航空機、施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、動物の所有、使用または管理

B. この保険では、次の請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、これらの免責規定は、次の事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず適用され、それらがあったとの申立てがある場合には、保険金をお支払いできません。

①初年度契約の保険期間の初日より前に学校の設置者に対して提起されていた訴訟の中で申し立てられていた事実と同一または関連する事実に起因する請求②この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となった行為に起因する一連の請求③この保険契約の保険契面に続く

期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求の中で申し立てられていた事実起因する一連の請求④医療行為等法令により特定の有資格者以外行うことが禁じられている所定の行為起因する請求⑤学校の設置者または他の被保険者からなされ、またはこれらの者が関与してなされた請求(求償を含みます。)。ただし、次のいずれかの場合を除きます。(ア、その請求以外に被保険者とこれらの者との間に利害関係がないと判断される場合イ、学校の設置者が住民訴訟による提訴請求の結果として被保険者に対して請求(求償を含みます。)を行う場合ウ、学校の設置者が国家賠償法第1条第2項に基づいて被保険者に対して求償権を行使する場合)

C. この保険では、次の事由によって生じる損害に対しては、保険金をお支払いできません。

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他類似の事変または暴動②地震、噴火、洪水、津波または高潮③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故(ただし、医学的・産業的な利用に供される放射性同位元素が、法令に従って使用・貯蔵・運搬されている間に生じた原子核反応、原子核の崩壊・分裂による損害を除きます。)

④日本国以外で発生した他人の損害(ただし、教職員等が生徒・学生を引率して行う修学旅行等の学校行事において一時的に日本国外で遂行された教職員等業務に起因する損害を除きます。)

〈もし事故が起きたときは〉被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶発的な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、請求者の氏名、最初に請求を知ったときの状況、申し立てられている行為、原因となる事実その他の必要事項について、書面にて代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、請求がなされるおそれがあるとして通知された事実または行為に起因して請求がなされた場合は、通知の時に請求があったものとみなします。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

〈示談交渉サービスは行いません〉この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談

をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

〈保険金請求の際のご注意〉責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

加入に際してのご注意

〈告知義務〉加入依頼(申込)書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。*代理店には、告知受領権があります。

〈補償の重複に関するご注意〉補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈通知義務〉ご加入後に加入依頼(申込)書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合はその内容を、被保険者が教職員等でなくなった場合はその日をすみやかにご加入の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

〈他の保険契約等がある場合〉この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なくこの保険契約の加入内容に基づき保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約の加入内容に基づき保険金をお支払いします。

〈加入者証〉加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、

引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいようお願いいたします。

〈代理店の業務〉代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り。))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。(※)ご契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

〈重大事由による解除について〉以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引き受け保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

この保険は、東京都教職員組合を契約者とし、加入された教職員等を被保険者とする教職員賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は東京都教職員組合が有します。

このご案内書は、教職員賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。教職員賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払い条件・ご加入手続、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。なお、パンフレットにはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)
東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

詳しくは同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)